第２回特定非営利活動法人条例指定審議会議事録（要旨）

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 令和５年１２月26日（火）１３：００～１６：１０ |
| 場所 | 大阪府立男女共同参画・青少年センター　３階　大会議室 |
| 出席者 | ＜審議会委員・五十音順＞江渕委員（社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局　次長）川中委員（龍谷大学社会学部　准教授）中　委員（税理士《近畿税理士会》）松下委員（(株)日本政策金融公庫　国民生活事業本部　大阪広域営業推進室　室長）松田委員（大阪学院大学商学部　准教授）＜大阪府＞三和課長・東野課長補佐・松本総括主査・久保田副主査 |
| 議題 | （１）申出NPO法人に関する審議について（２）「４号指定制度」の広報について（３）その他 |
| 【議事要旨】（１） 申出NPO法人（特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ）に関する審議について（事務局）書類審査及び現地確認の結果、申出法人は全ての指定基準に適合している旨を説明。（委員） 法人に確認したい内容を整理。 　　　「寄附者数、寄附金額を増やすための取組み」、「大口寄附の継続性」、「講師料収入」、「企業との関係」、[LGBT理解増進法施行による影響」、「法人の運営体制」、「今後の活動の展開」について。【法人入室 ヒアリング】出席者 特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ　　理事長　村木　氏　　　 プライドセンター大阪　　　　　　　　　　マネージャー　長野　氏（法人） 資料に沿って、次のとおり法人概要・事業概要を説明〇　当法人は、2013年に法人化した。自身が職場で働きにくさを感じていた経験から、まずは職場を変えようと考え、団体を立ち上げた。「虹色ダイバーシティ」というのは、LGBTQの虹色と、企業のダイバーシティ施策を合わせたもの。もともとは企業向けにLGBTQの研修を提供していたが、事業が広がり、LGBTQに関する調査研究を始めた。　〇　元々淀川区に事務所を設けており、当時の淀川区長からLGBTQに関する新しい取組みを行いたいとの声かけがあり、行政と連携し、居場所づくりや相談事業を担った。現在は北区へ事務所を移転して、プライドセンター大阪を開設し、職場だけでなく、LGBTQの方が生きやすい地域づくり、社会づくりを目指して活動している。　〇　プライドセンター大阪は、2022年４月に開設した常設のLGBTQセンターである。大阪初かつ唯一の、誰もが安心して使用できるフリースペースを設けている。LGBTQに関する図書スペースがあり、学生によるジェンダーやLGBTQ等についての研究活動の場としても使われており、家に居場所がない方の学習スペースにもなっている。LGBTQに関するイベントの情報提供、相談内容によっては、担当行政機関への橋渡しを行っている。　〇　センターでは専門相談員による個別相談を、対面、オンライン、LINEにより行っている。　　LINE相談は、家族に聞かれることなく文字で相談できる点からニーズが高い。相談事業については、特定非営利活動法人QWRC（くぉーく）へ委託している。　〇　センターは累計２千人以上の方に利用していただいており、半分以上がリピーターである。地域に居場所があるということは、地域にとって必要な場所だと感じており、維持していきたい。　〇　利用者の内訳は、大阪市内の方が約６割、大阪市を除く大阪府内の方が約２割で、大阪府内の方で約８割である。（委員）〇　寄附者の人数について、村木さんが活躍されているにしては、少ないような印象を受けた。認定NPO法人の要件の基準に照らし合わせるとギリギリであるように見受けられる。今後の寄附の獲得に向けて力を入れていくことや目標人数等について、伺いたい。（法人）　〇　個人の寄附者数は少ないが、増加傾向にある。企業向けの研修等を行っているが、企業内のLGBTQグループへ寄附の呼びかけを行うと、マッチング寄附としていただける場合もある。認定NPO法人になってから、個人の寄附が増えた。今後、センターの機能の拡張に伴い、より多くの団体と関わっていくなかで、当法人が認知されて寄附が増えてほしい。大阪の方からの支援を増やし、持続可能な団体になっていきたいと考えている。（委員）　〇　令和３年度活動計算書によれば、寄附金額は前年度比３倍以上である。寄附者数は３倍になっていないのに、金額は増えており、大口の寄附者がいるのか。また、今後も大口の寄附は、継続的に見込めるのか。（法人）　〇　おっしゃるように、当該年度は大口の寄附があったが、今後も続くか分からない。ただ、引き続き関係を継続できるよう情報提供に努めていく。大口の寄附は、センターの設立による影響が大きいと思う。センター設立に当たっては、協賛金を募った。センターは企業からの寄附金で成り立っている。　〇　寄附者の属性についてバランスが大事で、個人からの寄附を増やしつつ、行政からの支援もいただき、企業からは単年度の寄附となるので、センターの成果をアピールして単年度であっても寄附が継続するように企業との協働を拡大していきたいと考えている。　〇　唯一、複数年度の寄附をいただいている企業は、バイエルさんで、近畿の企業から寄附をいただいていることは大変ありがたい。（委員）　〇　先ほど大阪市内の利用者が６割、府全体で8割との説明があったが、手持ちの資料では府内の利用者が6割との記載があるため、遠方からの利用者が多くいるものと思っていた。2023年6月末現在のデータとなっているが。（法人）　〇　先ほどの説明の値は直近の数値であり、配付資料の数値とは異なる。遠方から来る方も多くいる。大学へのアウトリーチの活動を行った成果により、近隣の方だけでなく、近畿圏や関東、九州から来る方もいる。このため、割合が変わってきている。（委員）　〇　スペースのオープンは月・木・金・土の15時から20時までとなっているが、毎日オープンしていない理由や15時以降にオープンする理由について伺いたい。（法人）　〇　センターは現状15名くらいのキャパシティであり、企業、大使館、学校からの見学依頼が多く、一般の利用者の方と重なると、一杯になり、対応が難しくなる。見学対応のためにオープンの時間や曜日を限定している。（委員）　〇　15時からというのは、その時間の個人の利用者が多いからか。（法人）〇　夕方までの時間は学生の利用があり、夕方以降は仕事終わりの方の利用があることを踏まえて、利用時間や曜日を設定している。（委員）　〇　講師料収入が多いが、どのような講義の内容か。また、講義の内容は毎回同じなのか。毎回同じ内容であれば、1回や2回で終わってしまい、継続できないのではないか。さらに、永続的に講師料収入を得ていくために、内容を考えているのか、今後の展開について伺いたい。（法人）　〇　企業向けの研修は、私ともう一人の担当者の2名で行っている。内容は、企業のなかでLGBTQが働きにくい思いをしていたり、ハラスメントを受けているときに、管理職や役員として何ができるか等、職階別の内容で研修を行っている。また、毎回最新のデータを用いているので、例えば、今年はLGBT理解増進法が成立したため、法令の方針に合わせた内容にブラッシュアップしている。　〇　大手企業であっても、LGBTQ研修を実施している企業はまだ多数派ではない。大手企業ではハラスメント防止策の一環として研修を行うべきであるが、まだごくわずかしか実施していないため、ニーズが増えると考える。また、一度研修を実施しても、新規採用や中途採用があるため、需要はある。LGBT理解増進法の内容が不十分であるとしても、研修ニーズは高まっている。　〇　講師料の収入があるから、センターの運営ができている。（委員）　〇　近年、LGBTQの問題に対する国民の意識・関心の高まりを感じている。LGBT理解増進法が成立したことにより、良い影響もあるが悪い影響もあるかもしれない。法が悪目立ちし、水を差す人も増えているのではないかと思っている。法の成立によって、どのような影響を受けられたか、伺いたい。（法人）　〇　法の制定前から様々なことがあった。本来であれば、東京オリンピック・パラリンピックまでに成立すべきであったが、G７広島サミットまで持ち越されてしまった。そのなかで、トランスジェンダーに対するバッシングが広まってしまい、タレントのりゅうちぇる氏が自死されたことのように傷ついている人が多かった。もともと、メンタルヘルスが悪い方が多いなか、SNS上でバッシングが増え、傷つく方も多くなった。だからこそ、センターがあって良かったと思う。不安な気持ちを仲間と言い合える場所があるだけで、随分違うと思う。　　　確かに、LGBTQに関し必要な法整備は3つあり、１つ目は差別禁止法、2つ目は性同一性障害の方の性別変更の要件緩和で、この点は最高裁で判決が下されたので、今後法律が改正される。3つ目は同性婚であるが、おそらく今以上に大きな国民的議論になると思う。今後2年の間に最高裁判決が下されると言われているが、当事者は10％くらいいるといわれており、その2年の間、多数派の人たちからどう思われるのか、どの人が賛成で反対なのか、自分の親はどうなのか等、常にストレスに晒されると思う。困ったときに、相談ができて、誰かと話せる場所として、政治的議論に巻き込まれている今だからこそ、センターは必要なものと考えている。〇　LGBTQへの理解が進んできたと言われているが、当事者は全然良くなっていない。メンタルヘルスが良くないだけではなく、スポーツをしようと思ったら行く施設がなかったり、食生活を聞けば働けないのでお金がなくて野菜が買えない等の悩みがある。法整備とともに、社会全体の雰囲気を変えていくことも必要である。そのためのコアとして、センターのような場所は必要であると考える。（委員）　〇　センターをいろいろな場所で開設することは、考えているのか。（法人）〇　協賛企業の一つであるウォルトディズニージャパンからの寄附を活用し、「どこでもプライドキャラバン」というアウトリーチの活動を実施している。具体的には、センタースタッフ等がセンターの書籍等を関西の大学に持ち込んだり、LGBTQの映画の上映等を通じて、LGBTQについて知ってもらう取組みを、一つのパッケージにして昨年11月から行っている。現在までキャラバンの取組みを８回行い、累計400名以上の学生の方に利用いただいている。学生の方が実際にセンターに来られたり、学生が主体となってLGBTQの活動に取り組んでいくようになった。学生の就職活動や進路にも影響しており、その意味でもキャラバンの活動は意義があると感じており、今後続けていきたい。〇　活動は増やしていきたいが、１つ運営するだけでもカツカツなので、車を購入し、移動図書館としてアウトリーチに活用している。また、センター協議会というものを立ち上げ、全国各地に１０か所ほど同様のセンターが開設されており、これをインターネットでつなぐことによって情報交換をしている。地方のセンターの重要性は高まっていると考えており、我々の経験を共有することで地方のセンター開設等の後押しができればと考えている。（委員）〇　地方の方のほうが生きづらさを感じているような気がするので、メンタルケアも含めたサポートができればいいと思う。（法人）　〇　センターはアドボカシーの拠点としても運営したいと考えており、これだけ困っている方がいるということは運営スタッフには見えているので、しっかりまとめて、今後は行政や国にも要望していきたい。例えば、LGBTQに関するソーシャルワーカーが都道府県に配置できれば、とても心強いと思う。（委員）　〇　事業を推進していくには、組織基盤の安定が重要。現在の事務局体制は決して強くはないので、今後、どのように強化していくかである。方向性としては、①法人自体が大きくなること、②法人自体ではない既存の場所や空間（例えば、大学や男女センター等に常設または期間限定で）にセンターのようなものを設けることを促していくこと（コンサルティングのような方向）、があると思うが、事業展開のありようと事務局体制をどう考えているかについて、伺いたい。（法人）　〇　現在、既に利用者の方が増えており、見学対応を含め、学生の教育の場としてもセンターを機能させていきたいと思っている。センターも今の大きさだと対応しきれないので、来年、センターのフロアを拡張するプロジェクトを検討している。その受入れをすることによって、例えば、万博の修学旅行の方にセンターを見学し学びの場として広く活用していただきたいというところで、１クラス４０人程度入れるようなセンターにしていく。修学旅行を含む学生からの料金収入を、運営費等に充てていくことも考えている。センター自体の規模を大きくすることによってできることも増えることも踏まえ、来年には運営スタッフも増やす予定。センターの事業の内と外の役割分担から考えていきたい。センターは、現在、建物の７階のみだが、追加で２階も借り、その２階をオープンスペースとして運用する予定。教育経験のあるスタッフを中心に、教育旅行の受入れを行っていく。　〇　常勤理事も増やし、業務を分担して人員体制も強化していく。人事、経理、広報を行うスタッフが各１名で、当面はこの体制で行っていく。（委員）〇　行政側との協働の希望があれば資金面以外のことでもいいので、伺いたい。（法人）〇　既に大阪府人権局と協力している。人権以外の横の連携も希望するところであり、最近であれば、こころの健康センターとの意見交換を行っているが、複合的な課題を抱えがちなLGBTQの方を救っていきたい。最近では近隣の、OSAKAしごとフィールドとも協働しており、来年、セミナーを実施予定である。センターを行政の近くに開設した理由は、行政機関を通じた連携を取り、社会課題を解決していきたいので、行政の部署の方にはお声がけいただきたい。〇　また、多様性を詠っている大阪・関西万博においては、万博推進局と協力し、万博の機運醸成に協力していきたい。プライド・クルーズ大阪というイベントでは、水都大阪のイベントの一環で、八軒屋浜で船を出し、センターの存在をアピールするというイベントで協働している。一層地域に根付いた啓発活動を行いたいので、引き続き協力をお願いする。〇　大阪観光局で作成しているインバウンド向けの英語のパンフレットにセンターを掲載するため、スタッフは現在英会話を勉強中である。また、今まで繋がりの無かった大阪府の高校や専門学校に対し、見学に来ていただきたいので、校長会等で受入れをしている旨をお伝えいただければありがたい。【法人退室、委員審議】（委員）　〇　事務局からの報告と、ヒアリング結果を踏まえ、ご意見を頂きたい。〇　審議において申出法人に対し確認した事項については、条例指定の基準を満たしているということで異議はないとしてよろしいか。（全委員）〇　異議なし。（委員）〇　審議の結果、申出NPO法人については、「大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例」基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を作成し、大阪府知事に提出してよろしいか。（全委員）〇　異議なし。（２）「４号指定制度」の広報について　「４号指定制度」の広報に関する課題や効果的な方法等について、委員からご意見をいただいた。（３）その他（事務局）今後の審議会のスケジュールについて説明。（委員）〇　本日の審議会は、これをもって閉会する。 |